

第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画の期間について

資料4

年度	H23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6	7	8																				
国	→		障害者自立支援法(～平成25年3月)																																	
	←														→		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成25年4月～)																			
	第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画																						
	←							→														←		児童福祉法(平成30年度改正)												
							第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画																							
飯塚市																																				
地域福祉計画	第1期(H20～24)		第2期(H25～R4)										第3期(R5～14)																							
障がい者計画(1)	第1期(H18～23)	第2期(H24～25)		第3期(H26～R5)										第4期(R6～15)																						
障がい福祉計画(2)	第1・2期(H18～23)		第3期(H24～26)			第4期(H27～29)			第5期(H30～R2)			第6期(R3～5)		第7期(R6～8)																						
障がい児福祉計画(3)								第1期(H30～R2)			第2期(R3～5)		第3期(R6～8)																							
	<p>(1) 地域福祉計画・社会福祉法(第107条)に基づく、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、対象者や分野に関わりなく福祉の観点から市民の生活支援をめざす計画。個別の福祉計画の上位計画となる計画(～計画期間10か年)</p> <p>(2) 障がい者計画・障害者基本法(第11条)に基づく、市町村が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示す計画(～計画期間10か年)</p> <p>(3) 障がい福祉計画・障害者総合支援法(第88条)に基づく、障がい者の地域生活を支援するための障がい福祉サービス等の基盤整備等に係る具体的な方策と数値目標を設定する計画(計画期間3か年)</p> <p>(4) 障がい児福祉計画・児童福祉法(第32条の20)に基づく、障がい児の地域生活を支援するための障がい福祉サービス等の基盤整備等に係る具体的な方策と数値目標を設定する計画(計画期間3か年)</p>																																			